様式第４

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　様

栃木県知事　福田　富一

令和　年度未来技術実装支援事業費補助金交付決定通知書

　令和　年　月　日付けで申請のあった令和　年度未来技術実装支援事業費補助金交付要綱第８条の規定により下記のとおり交付することが決定したので通知します。

記

１　この補助金の対象となる事業は、令和　年　月　日付けで申請のあった令和　年度未来技術実装支援事業費補助金交付申請書のとおりとする。

２　補助事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における助成金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費　　金　　　　　　　円

補助金の額　　　　　　　金　　　　　　　円

３　県が交付する補助金交付の条件は、次のとおりとする。

(1)　補助事業の内容及び経費の配分を変更しようとする場合は、事前に県の承認を受けること。ただし、次号に定める軽微な変更についてはこの限りではない。

(2)　前号に定める軽微な変更とは、次に掲げる変更をいう。

ア　補助事業に要する経費の20パーセント以内の減少となる事業の内容の変更

イ　補助対象経費の経費区分の相互間において、いずれか低い額の20パーセント以内の経費の配分の変更

(3)　補助事業を中止し、又は廃止する場合は県の承認を受けること。

(4)　補助事業が予定期間に完了しない場合又は当該助成事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに県に報告して、その指示を受けること。

(5)　県が必要と認めるときはその指示に従って補助事業の遂行状況を翌月の10日までに報告すること。

(6)　補助事業を行うために契約その他経費を支出する場合においては、適正かつ効率的に行うこと。

(7)　補助事業が完了したときは、補助事業の完了（廃止の承認をうけた場合を含む。以下同様。）の日から起算して30日を経過した日又は補助事業の期間の終了の日から起算して10日を経過した日のいずれか早い日までに実績報告書を県に提出すること。

(8)　補助事業に係る経理について収支の事項を明確にした証拠書類、帳簿等を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度以降５年間保存すること。（補助事業により取得等した財産がある場合は、県が指示した期間とする。）

(9)　その他、交付要綱に従うこと。

４　補助事業者は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件等に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

５　補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合は、当該交付決定の日から10日以内に申請の取下げをすることができる。